



スマート・エコハウス促進融資

ご家庭にエコな設備をお考えの方に

スマート・エコハウス促進融資は、エネルギー効率が高く、環境への負担が小さい住宅（スマート・エコハウス）の普及を促進するため、住宅への太陽光発電等の設置を支援するための融資です。

融資のポイント

融資限度額 350万円

利率 年0.5%

融資期間 10年以内

対象設備

- ①太陽光発電設備
 - ②太陽熱利用設備
 - ③家庭用蓄電池
 - ④エコキュート
 - ⑤エコジョーズ
 - ⑥エネファーム
 - ⑦V2Hシステム
 - ⑧薪ストーブ
 - ⑨ペレットストーブ
 - ⑩断熱改修工事
- ※中古品は対象外です。
※設備毎に仕様等の要件がありますので、詳細はお問い合わせ下さい。

エネファームや蓄電池も
融資対象になるよ！！



お申込ができる方

- ・ 住所が京都府内にあること（※）
 - ・ 年齢が満20歳以上満70歳未満かつ償還完了時における年齢が満75歳未満であること
- ※取扱金融機関が信用金庫の場合は、当該金庫の営業地域内に居場又は勤務されている方に限ります。

対象住宅

- ・ 申込者が府内に居住している住宅（一般型）
 - ・ 親等（※）が府内に居住している住宅（親孝行型）
- ※申込者の父母、祖父母、配偶者の父母、祖父母であって、申込者と同居していないこと。
年齢が満60歳以上であること。

ご返済方法

- ・ 元利均等月賦償還
- ・ 元利均等月賦償還と元利均等半年賦償還の併用（均等半年賦償還の額は、融資額の2分1以内でかつ、10万円単位）

収入月額に占める償還月額の割合

- ・ 年間総収入額300万円未満の場合は、25%以下
- ・ 同300万円以上400万円未満の場合は30%以下
- ・ 同400万円以上の場合は35%以下

保証・担保

- ・ 取扱金融機関が指定する保証会社の保証又は連帯保証人
- ※取扱金融機関により異なります。
※保証会社の保証をする場合、必要に応じて保証会社に対して連帯保証人が必要となります。
- ・ 担保は不要

必要書類

- 借入申込書
- 世帯全員の住民票。連帯保証人については住民票抄本。（発行より3箇月以内のもの）
- 土地及び建物の登記事項証明書
（新築の場合は、契約書の写し等、土地及び建物の確認ができる書類）
- 所得証明書（申込者、連帯保証人とも）
- 導入する機材の仕様が確認できる仕様書又はメーカーカタログ（薪、ペレットストーブのみ）
- 見積書（所要経費と導入する機材メーカー名・型版の分かるもの）
- 図面
- 建築基準法に基づく確認済証の写し
（建築基準法に基づく確認を必要とする設置工事を要する場合）
- 借地又は借家の場合は、所有者の承諾書
- その他必要と認められた書類

お手続きの流れ

①融資の申込み

ご相談の上、**契約・設置工事着工前**に取扱金融機関の窓口にお申し込み下さい。

②金融機関の審査結果通知

金融機関で審査の上、融資が適当と認められた申込者には、当該金融機関からその旨通知されます。
通知後に契約・着工をお願いします。

③設置完了

通知後3箇月以内に設備の設置を完了して下さい。

④設置完了報告書の提出

設置完了後、設置事業者からの**設置代金の請求書**写し及び**設置状況が確認できる写真**を添えて、**設置完了報告書**を京都府脱炭素社会推進課へ提出して下さい。

⑤設置完了の審査

脱炭素社会推進課で書類等により完了の確認を行い、設置完了通知書を送付します。

⑥金融機関との融資手続き

設置完了通知書を申込金融機関に持参し、借入お手続きを行って下さい。

⑦融資の実施

金融機関が融資を行います。

お問合せ

- 詳細はWEBサイトでの確認、もしくは下記のところへお問い合わせ下さい。
<https://www.pref.kyoto.jp/energy/smart-eco-house.html>

取扱金融機関（府内の本・支店）

京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、
関西みらい銀行、府内JA

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

TEL：075-414-4298

FAX：075-414-4705

京都府 スマエコ融資

検索

